

専門教育科目

講義科目

授業科目名	労務管理その他の労働に関する一般常識	科目コード	FV58	配当年次	2	単位	2
担当教員	奥村 禮司						
<b>科目の概要</b>							
<p>本科目は「労働関係法規」「労務管理」「労働経済」の3分野で構成されている。「労働関係法規」では、労働基準法等単独で試験科目となっている法律以外の労働関係諸法令を、「労務管理」では、人事・労務管理等の用語や制度の仕組みなどを学習する。そして、「労働経済」では、賃金・労働時間等の最新調査結果と労働経済白書などを見ていく。</p> <p>社会保険労務士本試験では主として「労働関係法規」が中心であり、これに「労働経済」が出題される。「労務管理」はまれにしか出題されないが、社会保険労務士資格取得後は当然に必要な知識である。</p>							
<b>科目の到達目標</b>							
<p>①「育児休業・介護休業法」「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」「障害者の雇用の促進等に関する法律」など人事・労務管理を行う上で法律上必要最低限度の「労働関係法規」の知識を習得できる。</p> <p>②多くの企業で行われてきた人事・労務管理等の用語や制度の仕組みを理解できる。</p> <p>③人事・労務管理に必要な参考資料として、どのような各種調査や白書などがあるのか把握できる。</p>							
テキスト	『労務管理その他の労働に関する一般常識』安全衛生普及センター						
<b>テキストの読み方</b>							
<p>①「労働関係法規」は、本科目の最重要分野であり、「労働契約法」を中心に重点的な学習が必要である。</p> <p>②「労務管理」は、人事・労務管理等の用語と本質的な意味合いの理解に努めるとよい。</p> <p>③「労働経済」は、調査結果の動向や白書等の概要を把握すればよく、具体的な統計数値にこだわる必要はない。</p>							
<b>単位修得の方法</b>							
<p>レポート課題を提出し、60点以上であれば合格となり、科目修得試験を受験できる。科目修得試験の得点が60点以上であれば合格となり、評価が確定し、2単位を修得できる。</p>							